

案

水道料金の改定について（答申）

令和4年1月21日付け発日水第739号で当審議会に対し諮問のありました水道料金の改定について、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

- 1 日向市水道事業は、平成8年4月から25年間にわたって水道料金の改定を行っておらず、料金収入に見合うよう効率的な事業経営を行ってきている。しかしながら、昨今は、給水人口の減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少し続ける一方で、老朽化施設の更新や耐震化などに多額の費用が必要となっており、これからの事業経営は厳しい状況となることが明らかである。現行の料金体系のまま事業経営を継続した場合、資金残高は減少の一途となり令和5年度には必要な残高を確保できない見通しとなっている。つまり、経営の効率化だけでは必要な資金を確保することが困難であることから水道料金の改定を行うことが必要であると考える。
- 2 当面必要となる施設更新費用を計上したうえで「水道料金算定要領（日本水道協会）」に従って料金改定の基となる総括原価を集計したところ、約25%の料金改定が必要となる結果となっている。この総括原価の算定では、基準値を下回る資産維持率を採用することで改定率の激変を緩和することも考慮しており、約25%の改定率は妥当であると判断する。
改定時期は、令和5年1月検針分からとする。

（付帯意見）

1. 料金改定の周知

料金改定にあたっては、使用者の理解が不可欠であり料金改定の必要性や内容について十分な周知に努められたい。

2. 経営の合理化等の取り組み

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後も引き続き経営

の合理化や効率化を図るよう努められたい。

3. 浄水場更新事業への対応

今回の料金改定では権現原浄水場の更新に係る費用を計上していない。したがって、同浄水場の更新費用は次期料金改定で考慮していくこととなり、料金改定に与える影響を考慮して更新事業を進めていくよう努められたい。